

令和4年8月31日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会 常任理事

細川 秀一

（公印省略）

美容医療サービス等の自由診療における
インフォームド・コンセントの取扱い等について（再周知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントについては、別添1「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」（平成25年9月27日付け医政発0927第1号厚生労働省医政局長通知）において、特に留意すべき事項が定められ、適切な対応についての周知がなされてきたところです。

今般、令和3年度厚生労働科学研究（地域医療基盤開発推進研究事業）による「美容医療における合併症実態調査と診療指針の作成及び医療安全の確保に向けたシステム構築への課題探索」（研究代表者：大慈弥裕之）研究報告書（別添2）において、美容医療サービスを提供する際のインフォームド・コンセントが不十分な事例があることが報告されました。また、都道府県等に設置されている医療安全支援センター等の「医療に関する相談窓口」においても、令和2年度は、美容医療に関する相談・苦情について427件対応され、そのうち45件は「説明がわかりにくい」「態度が悪い」等を含むコミュニケーションに関する内容であること、また全国消費者生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）に蓄積されている苦情相談においても、令和3年度は美容医療に関する相談が2,764件であったこと等が報告されています。

これらを受け、令和3年5月に国民生活センターが公表した若者向け注意喚起資料「美容医療サービス」では、美容医療サービスを受ける際にトラブルに遭わないためのポイントとして「その場で契約・施術をしない」「施術前にリスクや副作用の確認を」等が挙げられているところ、このたび、厚生労働省医政局地域医療計画課 医療安全推進・医務指導室長より都道府県衛生主管部（局）長等あてに、関係団体、医療機関等への上記通

知等の再周知依頼がなされ、本会にも再周知方依頼がありました。

上記通知では、美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントに関して、特に留意すべき事項として、

- ① 診療情報の提供に当たっては、品位を損ねる又はそのおそれがある情報及び方法を用いて説明してはならないこと。公の秩序若しくは善良の風俗に反する情報又は虚偽若しくは誇大な情報についても同様とすること、
- ② 実施しようとする施術に要する費用等（当該費用によって受けることができる施術の回数や範囲、保険診療での実施の可否等も含む）や当該施術に係る解約条件について、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、丁寧に説明しなければならないこと、
- ③ 施術の有効性及び安全性に係る説明に当たっては、施術の効果の程度には個人差がある旨についても、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、直接丁寧に説明しなければならないこと、
- ④ 即日施術の必要性が医学上認められない場合には、即日施術を強要すること等の行為は現に慎まれるべきであること。やむを得ず即日施術を受けることを希望する者については、十分に当該即日施術の説明を行うとともに、当該即日施術を受けるかどうか熟慮するために十分な時間を設けた上で、当該即日施術を実施しなければならないこと、
- ⑤ ①から④までに掲げる取扱いのほか、指針※に則らなければならないこと。

※「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成15年9月12日付け医政発0912001号厚生労働省医政局長通知）

を定めており、本件はその周知を改めて図るものです。

貴会におかれましてもご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知につき御高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、上記研究班において、令和元年度厚生労働科学特別研究「美容医療における合併症の実態と診療指針の作成」（研究代表者：大慈弥裕之）で作成された「美容医療診療指針」の改訂について、別添2のとおり分担研究報告書にまとめており、そのなかで美容医療における医療安全に関し言及されておりますので（119頁以降）、上記通知の再周知の際にご参照いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和4年8月8日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室

美容医療サービス等の自由診療における
インフォームド・コンセントの取扱い等について（再周知）

標記につきまして、別添のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）あてに送付いたしました。この点、御了知のうえ、関係者に対する周知方よろしくご配慮願います。



医政安発 0808 第 1 号
令和 4 年 8 月 8 日

各 (都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区) 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室長
(公 印 省 略)

美容医療サービス等の自由診療における
インフォームド・コンセントの取扱い等について (再周知)

美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱いについては、別添 1 「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」(平成 25 年 9 月 27 日付け医政発 0927 第 1 号厚生労働省医政局長通知)において、特に留意すべき事項について定め、周知を図ってきたところです。

今般、令和 3 年度厚生労働科学研究(地域医療基盤開発推進研究事業)による「美容医療における合併症実態調査と診療指針の作成及び医療安全の確保に向けたシステム構築への課題探索」(研究代表者：大慈弥裕之)において研究報告書が取りまとめられ、美容医療サービスを提供する際のインフォームド・コンセントが不十分な事例があることが報告されました。

美容医療に限らず医療に関する相談・苦情については、医療法に基づき、都道府県等に設置されている医療安全支援センター等の医療に関する相談窓口において対応されていますが、美容医療に関する内容は令和 2 年度において 427 件報告されており、そのうち 45 件はコミュニケーションに関する内容(説明がわかりにくい、態度が悪い等を含む。)となっています。また、全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)に蓄積されている苦情相談においても、令和 3 年度は美容医療に関する相談が 2,764 件(令和 4 年 6 月 22 日までの登録分)報告されており、令和 3 年 5 月に国民生活センターが公表した注意喚起資料「【若者向け注意喚起シリーズ<No. 1>】美容医療サービスのトラブル」において、美容医療サービスを受ける際にトラブルに遭わないためのポイントとして「その場で契約・施術をしない」、「施術前にリスクや副作用の確認を」等が挙げられています。

つきましては、貴職におかれましても、上記通知の内容について改めて御了知の上、貴管内の関係団体、医療機関等に再周知をお願いします。

なお、上記研究班においては、令和元年度厚生労働科学特別研究による「美容医療における合併症の実態と診療指針の作成」(研究代表者：大慈弥裕之)において作成された「美容医療診療指針」の改訂について、別添 2 の通り分担研究報告書にまとめています。報告書内で美容医療における医療安全に関して言及されていますので、上記通知の再周知の際には活用をご検討ください。

医政発0927第1号
平成25年9月27日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局長
（公印省略）

美容医療サービス等の自由診療における
インフォームド・コンセントの取扱い等について

平素より、医療行政の推進に格別の御高配いただき、厚く御礼申し上げます。

インフォームド・コンセントについては、その理念に基づく医療を推進するため、各医療機関において則るべきものとして「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成15年9月12日付け医政発0912001号厚生労働省医政局長通知）（以下「指針」という。）を定めたところです。

今般、美容医療サービス等の自由診療では、患者の理解と同意が十分に得られていないことに起因すると考えられるトラブルが生じていることを踏まえ、美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントに関して特に留意すべき事項として、下記のとおり定めましたので、通知します。

貴職におかれましては、これらの内容について十分に御了知の上、貴管内の関係団体等に周知していただくとともに、貴管内の医療従事者等に対して周知の徹底及び遵守の要請をお願いします。

また、当然のことながら、美容医療サービス等の自由診療においても、医師又は歯科医師の資格を持たない者が病状等の診断、治療方法の決定等の医行為を行うことはできませんので、その点、あらためて貴管内の医療機関等に周知をお願いします。

記

1. 診療情報の提供に当たっては、品位を損ねる又はそのおそれがある情報及び方法を用いて説明してはならないこと。公の秩序若しくは善良の風俗に反する情報又は

虚偽若しくは誇大な情報についても同様とすること。

2. 実施しようとする施術に要する費用等（当該費用によって受けることができる施術の回数や範囲、保険診療での実施の可否等も含む。）や当該施術に係る解約条件について、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、丁寧に説明しなければならないこと。
3. 施術の有効性及び安全性に係る説明に当たっては、施術の効果の程度には個人差がある旨についても、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、直接丁寧に説明しなければならないこと。
4. 即日施術の必要性が医学上認められない場合には、即日施術を強要すること等の行為は厳に慎まれるべきであること。やむを得ず即日施術を受けることを希望する者については、十分に当該即日施術の説明を行うとともに、当該即日施術を受けるかどうか熟慮するために十分な時間を設けた上で、当該即日施術を実施しなければならないこと。
5. 1 から 4 までに掲げる取扱いのほか、指針に則らなければならないこと。